農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年12月21日

阿久根市長 西平良将

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
 - 西目地区 (佐潟, 高之口, 飛松, 枦, 落, 大川島, 馬見塚)
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日 平成29年12月21日
- 3 当該地域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
 - 〇 経営体数

個人: 6 経営体 法人: 1 経営体

- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか 担い手は十分にいない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針

基盤整備事業等により整備された農地があり、農家がリタイアや経営転換等を行う際には、農地中間管理機構を活用することで検討中である。 また、地域においても活用が見込めれば、活用するよう検討する。

6 地域農業の将来のあり方

これからの話し合い活動により、地域の担い手を中心経営体へ位置づけし、 農業者・地域両方にとって利益があるような施策を活用し、現在耕作されて いる農地を守っていく。